

## 「いすみ市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画(案)」に関する

### パブリックコメントの実施結果

市では、「いすみ市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）」について、広報いすみ（12月号）やホームページ等でパブリックコメントを募集しました。その結果、3人の方から3件の意見が寄せられました。いただいたご意見及びこれに対する市の考え方は以下のとおりです。貴重なご意見をお寄せいただき、ありがとうございました。

| No. | ご意見等   | 市の考え方   | 修正等の有無 |
|-----|--|---|--------|
| 1   | 1, 愛情を無限に与えること。<br>2, 本人が人様のために、何か役に立つことをしていただくこと。<br>3, 市役所が直接手を出さないこと。   | 高齢者の尊厳を守りながら、住み慣れた地域で各自の能力に応じて自立した日常生活を送れるよう支援を実施してまいります。   | 無      |
| 2   | 信頼し頼りにしていたヘルパーが急にやめてしまい、残ったヘルパーで何とかしのいでいるのですが、慣れた経験豊富な熟練のヘルパーが経済的事情から離職してしまうと痛手となるので公費でヘルパーに補助を出していただけたらと思います。   | 在宅介護の中心となる訪問介護員（ヘルパー）の高齢化・人材不足は年々深刻化しています。国が実施している介護職員等処遇改善加算の取得を周知し、そのうえで、いただいた意見を参考にさせていただき、離職を少なくするための市の施策ができないか検討してまいります。   | 無      |
| 3   | 第5章「第9期計画の重点取組」の「重点取組1」「介護人材の確保」について。<br>“外国人技能実習生の積極的な活用を推進し、事業所で取り組みやすいよう、環境を整えるための支援を検討する。”とあります。<br>いすみ市がやむをえず、外国人技能実習生を頼るのは、代案を提案できないので黙認せざるをえません。<br>しかし、日本の国内外に外国人技能実習生の制度を悪用している集団が居 | 外国人技能実習生の受入についてですが、介護職種は固有の要件が設定されていることと、国から許可を得た監理団体が、協定を結んだ外国送り出し機関から受入を行っていることで、人材の審査は十分に行われているものと考えます。さらに、監理団体において、日本語や日本での生活全般に関する講習を行ったうえで、受入先の介護事業所に実習依頼をしますので、あ | 無      |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>るのは事実ですので、実習生などの身辺調査や財務状況などの調査を可能な限り行ってから、いすみ市で支援を行っていただきたいです。</p> <p>人材派遣をうたったブローカーや仲介業者などに借金をして日本にやってくるような人物、そもそも技能実習生の制度をたんなる渡航の手段としか見ていない人物など、人手不足のためとはいえ問題を抱えた人物を、公費を使っていすみ市に招き入れることがないように注意をしてください。治安の悪化が懸念されます。</p> <p>家族や個人情報に預けるも同然な介護事業だからこそ、なにとぞ慎重にお願いいたします。</p> | <p>る程度の対応力を持った人材が配属されます。</p> <p>しかしながら、要介護者を介護サービス事業所に預けるご家族の方の中には、不安な気持ちを持たれることもあるかと思われれますので、いただいた意見を参考に、慎重に検討してまいります。</p> |  |
|--|---|--|

問合せ先 健康高齢者支援課 介護保険班 ☎ 62-1118